平成２７年（フ）第６０２号
川崎市幸区古川町179番地
債務者　中里　　奨
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０５号
川崎市麻生区高石２丁目８番21号、前住所川崎市麻生区細山４丁目21番８号　エステートピアＷ　203
債務者　篠宮　千華
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６１２号
川崎市幸区小向仲野町11番５－２号　サクセス矢口渡　Ａ－101、前住所川崎市川崎区日進町12番地11　ひまわり荘
債務者　中本　秀美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
大分県豊後大野市大野町代三五379番地
債務者　水田　　隆
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目53番18号（丸信ハイツ102号）
債務者　岩元　浩二
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2402―75、住民票上の住所福岡県小郡市横隈863番地14
債務者　小山ゆかり
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
広島県福山市手城町２丁目４番12号　手城ハイム102
債務者　瀬戸　秀明
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２６６号
青森市大字石江字江渡106番地66
債務者　佐々木茂博
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５６号
静岡県浜松市中区泉１丁目10番16号　コーポコヅカ104、前住所静岡県浜松市中区泉１丁目28番３号　コーポ双葉101
債務者　村松喜代彦
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
山口市旭通り２丁目４番38号　アネックス吉田　202号、前住所山口市中央４丁目９番25―704号
債務者　藤岡　浩之
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２８号
栃木県下都賀郡壬生町駅東町１番８―215号県営壬生住宅、前住所栃木県下都賀郡壬生町駅東町34番１号　コーポリバーサイド105
債務者　篠原　隆之
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５７号
栃木県那須烏山市城東４番16号　雇用促進住宅１号棟201号室
債務者　小島　利明
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７４号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2482―１、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡656番地、前々住所栃木県佐野市大橋町1008番地６ゼファー105
債務者　中世古里美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６３号
岡山市北区大安寺南町１丁目８番50号サンシャイン大安寺102号室
債務者　武石　隆博（旧姓中）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０８７３号
東京都豊島区西巣鴨２丁目24―１―503
債務者　瀬戸口多惠子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９５９号
東京都大田区東六郷１―19―７―304、住民票上の住所東京都大田区西糀谷１丁目26―４―301
債務者　藤原　涼太
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部